

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月

平成5年7月25日に株式会社Aを退職した際に、国民年金への切替手続が必要であると説明を受けたため、私の妻が代理でB市役所へ行き手続を行った。

妻は、私から会社からもらった手続案内の紙を持って市役所へ行き、窓口では30代の男性職員が対応してくれ、二人分の国民年金保険料を納付し、「間違いなく手続しておきますから。」と言われて帰ったことを記憶している。

領収書もらったかどうかまでは記憶していないが、妻が手続を行いその場で国民年金保険料を納付したことは間違いなく、私だけが未加入となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は国民年金の加入状況を鮮明に記憶している上、申立人の代理で申立期間の国民年金に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻の記憶は具体的で、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間は厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、第1号被保険者として国民年金に加入すべき期間であり、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できる上、B市が種別変更手続に係る一般的な対応として「夫を第2号被保険者から第1号被保険者へ変更する手続と同時に、妻を第3号被保険者から第1号被保険者へ変更する手続をさせる。」としていることから、申立人の妻が自身の種別変更手続だけを行い、申立人の国

民年金加入手続を行わなかったとは考え難い。

さらに、B市からは、「申立期間当時、保険年金課年金係には30代の男性職員が3人いた。」との証言が得られ、株式会社Aからは、「従業員が退職する際に担当者が作成した健康保険及び国民年金の手続に関する案内文書を配布している。申立期間当時にも配布していたかどうかまでは不明であるが、配布していた可能性は高い。」との証言があり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私は、母親から「学生時代の国民年金保険料は納付していた。」と聞いている。申立期間だけが未納となっていることに納得いかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付されている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った申立人の母親は、昭和46年10月に国民年金被保険者資格を取得した後、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの期間の保険料はすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から申立人の平成7年4月から8年2月までの期間の国民年金保険料は、すべて納付期限内に納付されていることが確認できる上、納付した申立人の母親は「納付書が手元に1枚も残っていなかったことを記憶している。」と述べており、申立期間に係る国民年金保険料をその母親が納付したとする申立ては不合理でない。

加えて、申立人は学生であったにもかかわらず免除申請をすることなく納付しており、当時、申立人の家庭に国民年金保険料を納付できない経済的事情は特段見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 7 月 18 日に支給された賞与において、標準賞与額（58 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 58 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 18 日

平成 19 年 7 月 18 日に A 株式会社から夏期賞与が支給されており、この賞与から船員保険料（厚生年金保険料）が控除されているが、社会保険庁の記録では反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（58 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年8月30日）及び資格取得日（昭和23年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月30日から23年2月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和21年6月1日にA株式会社に入社し、定年退職まで継続して勤務していたにもかかわらず、A株式会社C出張所に赴任していた22年8月30日から23年2月1日までの間、厚生年金保険に未加入となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及びA株式会社C出張所における申立人の前任者が、「申立人が自分の後任者である。申立人は定年退職までA株式会社に勤務していた。」と証言していることから、A株式会社に在籍し、申立期間当時は、同社C出張所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「A株式会社本社が給与計算や社会保険の手続をしていた。給与は本社からD銀行E支店に振り込まれていた。」と主張しているところ、同社C出張所における申立人の前任者も同様の供述をしている上、社会保険庁のオンライン記録から、当該前任者がA株式会社のF営業所やG営業所を新設するための長期赴任時には、A株式会本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年8月から23年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私が所持している船員手帳には、昭和43年9月2日から44年4月1日までの間、B株式会社が所有する汽船に乗船し、その後はA株式会社からの融通派遣の乗員としてC株式会社が所有する汽船に44年9月2日から同年11月28日までの間乗船した旨記録されている。

しかし、上記の乗船記録に対応する船員保険の記録において、A株式会社での資格喪失日（昭和44年8月31日）とC株式会社での資格取得日（同年9月1日）の間に1日の空白が生じている。

私は、昭和35年3月27日から47年4月13日までA株式会社の正社員として勤務しており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

現在、A株式会社の関係資料を管理している株式会社Dから提供があった申立人に係る人事記録台帳の写しから、申立人は昭和35年3月27日から47年4月13日までA株式会社にて在籍していたことが確認できる。

そして、申立人から提出のあったA株式会社を支払者とする昭和44年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立期間の船員保険料を含む金額と一致することから、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録

の申立期間前後の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、後継企業である株式会社Eは不明としているが、申立人が退職時に受け取ったとして提出のあったA株式会社における船員保険被保険者台帳から、当該融通派遣に係る資格喪失日が昭和44年8月31日と記録されていることが確認できることから、事業主はその日付を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき船員保険料に充当した場合又は船員保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 2 月 28 日に A 株式会社を退職し、すぐに国民年金に加入したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、妻が自分の分と一緒に集金人に納付したと言っており、妻の国民年金保険料の納付記録があるのに私のみ未納となっているのは不自然である。再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それを行ったとする申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年 1 月 23 日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の被保険者資格を取得する前の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間後の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、申立人は上記国民年金手帳記号番号の払出日である平成元年 1 月 23 日時点で納付可能であった昭和 61 年 10 月からの国民年金保険料を納付したものと推測され、それ以前の期間の国民年金保険料は時効のため納付することができなかつたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から47年3月までの期間及び平成14年11月から15年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から47年3月まで  
② 平成14年11月から15年8月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①について、自営業の人は国民年金に加入するように勧められて、夫と二人で加入した記憶があり、その際、今まで納付していなかった保険料を、夫の分と一緒に<sup>さかのぼ</sup>遡って当時の保険料で払ったと思う。年金は国民年金だけなので、満額になるようにと、集金人と話し合っ<sup>て</sup>て保険料を納付してきたと思う。

申立期間②について、近くのコンビニエンスストアで保険料を納付したと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、その夫と連番で昭和47年6月14日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているものの、夫は、42年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間について国民年金保険料が未納となっており、国民年金加入時に、夫婦二人分の未納保険料を、すべて納付しているとは言い難い状況がみられる。

さらに、申立人がその夫と一緒に<sup>さかのぼ</sup>遡って納付したとする金額は不明であるなど、ほかに申立期間①の国民年金保険料を特例納付などにより納付して

いた状況をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人は、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したと思うとしているが、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料の収納事務の取扱いが開始されたのは平成16年2月であり、申立人の記憶は曖昧である。

その上、申立期間②直後の国民年金保険料は平成17年10月に過年度納付されており、15年当時には納付されていなかった状況を確認できるが、17年10月時点において、申立期間②の国民年金保険料は時効により納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年12月まで

昭和45年3月に夫の転勤でA市に移ってきて、国民年金に任意加入できることを知ったので、A市B出張所で国民年金の任意加入の手続と同時に3か月分の国民年金保険料を納付して領収書もらったが、領収書は手元に無い。その際、同出張所が移転のため今後は同出張所での保険料納付ができなくなると言われたので、それからは地区の婦人会や夫がA市役所の窓口で納付してきた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人がA市に住居を定めた昭和45年3月から任意加入により現在の国民年金手帳記号番号を取得した48年1月までの期間について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿（払出簿）を確認し、併せて社会保険庁のオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立人に対して現在の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A市B出張所の年金事務の取扱状況等について、A市から、「申立期間当時、B出張所で国民年金の加入事務を取り扱っていたかどうかは記録が無いので不明である。また、同出張所が現在地において業務開始したのは昭和52年であり、45、46年ごろに同出張所が移転し、それに伴い同出張所での国民年金保険料の徴収事務を中止したとの記録は無い。また、48年ごろ、同出張所では国民年金保険料の納付を扱っていたとのOBの証言もあった。」との回答が得られた上、A市史によると、昭和52年3月に「C会館が

完成し、市役所B出張所も同館に移転する。」との記述が確認できるところから、同出張所の移転時期及び国民年金保険料の取扱いについて、申立人の記憶とは異なった状況があった様子うかがえる。

加えて、申立人は、申立期間当初の3か月分を除き、昭和45年9月から47年12月までの国民年金保険料は、婦人会収納組織による納付やA市役所の窓口での納付を行っていたとしているが、当時の婦人会の収納組織に関わっていた関係者の氏名を覚えていないほか、A市役所で国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金保険料納付についての具体的な証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 23 日まで  
高校卒業後の昭和 30 年 4 月に A 事業所に就職した。仕事内容は事務全般で、主に出納の記帳及び伝票管理をしながら約 9 年間勤務した。  
当時の同僚である B 氏及び C 氏は入社当初から厚生年金保険の加入記録があるとのことで、当時の経理担当者である D 氏に確認したところ、「入社と同時に厚生年金保険に加入しているはずだ。」と言われた。私の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 36 年 8 月 23 日となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が昭和 30 年 4 月に A 事業所に入社し勤務していたことが推認できる上、当時の経理担当者である D 氏は、「当時はパートや日雇いのような人はいなかった。試用期間も無く、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している。

しかし、申立人と同職種の同僚について厚生年金保険の加入状況を調査したところ、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 35 年 4 月に入社したとする同僚は 36 年 3 月 28 日に被保険者資格を取得しており、同僚の B 氏の証言等から 33 年 12 月に退社した同氏の後任であると推測される同僚は、36 年 8 月 23 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人及び複数の同僚が名前を挙げている者で厚生年金保険の加入記録が無い者も複数いることから、当時、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、次の勤務先である E 株式会社を退職した後の昭和 43 年 7 月 31 日に厚生年金保険被保険者期間 74 か月に係る脱退手当金を受給してお

り、脱退手当金受給対象期間のうちA事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は 32 か月であることから、申立期間（76 か月）は厚生年金保険の被保険者期間でなかったことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の記号番号は、A事業所で昭和 36 年 8 月 23 日に被保険者資格を取得した際に新規で払い出されており、これより前に当該事業所で厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月12日から29年12月24日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B工場（現在は、C株式会社D事業所）を昭和29年12月ごろに出産のため退職した。脱退手当金は受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和30年3月8日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管している申立人に係る被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金が支給された旨が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和25年11月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、45年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 50 年 9 月 30 日まで勤務したが、社会保険事務所から申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

同じ洋裁学校から入社した同僚が、私が辞める少し前に突然辞め、翌月に給与を受け取りに来た時、事業主から、「月の中途に辞めた者に給与は払えない。」と言われたため、同僚が怒って帰ったことを記憶している。このため、私が辞める時は1か月前に会社に伝え、月末まで勤務したことを覚えており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、社会保険事務所の記録では昭和 50 年 9 月 21 日となっており、これは雇用保険の記録と一致している。

また、社会保険事務所保管の申立人の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の健康保険証が昭和 50 年 9 月 26 日に社会保険事務所に返納された記録が確認できる。

さらに、事業主は、「退職日に特に決まりは無く、退職日の翌日を資格喪失日として手続を行っていた。」と供述しており、株式会社Aの同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を見ても、多岐にわたっており、申立人の資格喪失日に特段の不自然さは無い。

このほか、申立人が株式会社Aに昭和 50 年 9 月 30 日まで勤務していたことをうかがわせる同僚の供述は得られない上、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 29 日から 36 年 1 月 10 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 36 年 1 月ごろに結婚のため退職して帰郷した。脱退手当金は受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、社会保険事務所保有の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」印が押されているほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算にも誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月半後の昭和 36 年 3 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで A 株式会社に勤務し、45 年 11 月から退職するまでは B 基金に加入していた。平成 19 年 5 月に社会保険事務所で相談した際、「あなたは企業年金を損しています。」と言われたので何度か社会保険事務所に足を運んだが、要領を得ないまま今日に至っている。

A 株式会社に勤務していた昭和 45 年 9 月から 48 年 8 月までの給与明細書を所持しているが、標準報酬月額の平均が給与の平均よりも 11,956 円低くなっているため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管している「加入者台帳（写）」によると、資格取得時決定以降退職により資格喪失するまでの定時決定、随時決定及び法令改正に伴う改定は適宜に行われ、管轄の社会保険事務所にもその都度届出がなされていることが確認できる上、当該記録と社会保険事務所の標準報酬月額の記録は一致しており、遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正された形跡もない。

また、B 基金から、「基金の掛金率は国の厚生年金保険料率と同一の率と定めていること、給付については、国の代行部分に係る厚生年金保険本体の給付乗率<sup>乗率</sup>に厚生年金基金のプラスアルファとして 1,000 分の 0.5 を加算することを規約で定めている。」との回答があったところであるが、申立人の給与明細書の厚生年金保険料控除額の記録から、申立期間を通じて、事業主は申立人の給与から標準報酬月額及び厚生年金保険料率に基づく額を控除していたことが確認できる上、給付についても国の代行部分に係る厚生年金保険の給付乗率（申立人の生年月日から 1000 分の 8.79）にプラスアルファの

1000 分の 0.5 を加えて給付率を 1000 分の 9.29 とした年金給付が厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）においてなされているところであり、申立人の申立期間における厚生年金保険に係る標準報酬月額算定の算定、事業主による保険料（掛金）控除及び年金給付について、不自然な点は確認できない。

加えて、企業年金連合会によると、「社会保険事務所は厚生年金基金などの企業年金の情報を保有していないことから、社会保険事務所での年金相談時に『企業年金で損をしている。』』というような話が出ることはあまり考えられないと思う。」と供述している。

なお、申立人は、「給与明細書の給与の平均額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と相違することを不審に思う。」旨を主張しているが、標準報酬月額は、各被保険者の実際の報酬を、一定の幅を持たせて区切った報酬等級にあてはめることによって標準報酬月額として決定し、厚生年金保険の保険料や給付額の算定基準とすることとしていることから、実際の給与支給額と必ずしも一致しない。

また、申立人が所持している昭和 45 年 9 月の給与支給額が本給、資格給などの固定的賃金 78,800 円に各月ごとに変動する残業手当を加えたものとなっていることから判断すると、事業主は申立人の資格取得時の報酬額を 8 万 9,000 円以上 9 万 5,000 円未満と見込み、標準報酬月額を 9 万 2,000 円と決定していたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、有限会社A（現在は、株式会社B）の取締役として、設立以来、同社で営業事務に従事していた。

社会保険事務所の訪問調査を受け、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 11 月 1 日以後に、申立期間に係る標準報酬月額が引き下げられているのを知ったが、納得できないので、標準報酬月額を当時の報酬に見合ったものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける平成 14 年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 11 月 1 日に、申立期間のうち同年 4 月から同年 9 月までの期間は 9 万 8,000 円、同年 10 月は 11 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、有限会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、会社設立当初から同社の取締役に就任し、申立期間当時も取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「滞納保険料の整理の交渉をするため、代表取締役と私の二人で社会保険事務所に行き、担当職員と相談したことはある。」と述べ、社会保険事務所の担当者が申立人の自宅を訪問して聴取した結果を整理した質問応答書には、「事業主から、報酬を引き下げるとの説明を受け、報酬を下げることを承知していた。」と回答していることから、申立人は、自身の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されることについて同意していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る滞納処分票事蹟欄の記述内容によると、申立期間から平成16年7月27日に国税徴収法第153条第1項第1号の規定に基づいて滞納処分の執行が停止されるまで、申立人と社会保険事務所の職員とが、滞納保険料を解消するための相談を繰り返していた様子うかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、取締役であった申立人が自らの標準報酬月額を減額処理に同意しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。